

岐阜県公報

号外 (六) 平成二十六年三月二十日

目 次

規 則

南飛騨健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

一

(健康福祉政策課)

南飛騨健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則
平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

規

規 則

岐阜県規則第十三号

南飛騨健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

南飛騨健康増進センター条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第四十五号)の一部を
次のように改正する。

別表映像設備の部中「四、一〇〇」を「四、三〇〇」、「七、一〇〇」を「七、四
〇〇」に改め、同表拡声装置(マイク一本を含む)の部中「一、一〇〇」を「一、一
六〇」に改め、同表CD／MDプレーヤーの部中「一六〇」を「一七〇」に改め、同表
カセットデッキの部中「二二〇」を「二二〇」に改め、同表講演台の部中「三〇〇」を
「三一〇」に改め、同表花台の部中「一一〇」を「一一〇」に改め、同表移動式ステー
ジの部中「五七〇」を「五八〇」に改め、同表ノンリニア編集機の部賞利を目的とし
る場合の項中「一〇〇」を「一一〇」に改め、同部賞利を目的とする場合の項中「一
〇〇」を「一、〇五〇」に改め、同表デジタルビデオカメラの部中「一、〇八〇」を
「一、一〇〇」に改め、同表編集用ノート型パソコンの部中「一、一六〇」を「一、
一九〇」に改め、同表液晶プロジェクターの部中「二二、一一〇」を「二二、一一〇」に改
め、同表スライド映写機の部中「三、七一〇」を「三、八一〇」に改め、同表小型プロ
ジェクターの部中「一、一七〇」を「一、一〇〇」に改め、同表オーバーヘッドプロジェ
クターの部中「四一〇」を「四五〇」に改め、同表展示パネルの部中「一三〇」を「一
四〇」に改め、同表プラズマディスプレイ(四三型)の部中「三、一五〇」を「三、三

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

四〇に改める。

附 則

「」の規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日発行

発 行 所

岐 岐 阜 阜 県 庁 県
市 藤 田 南 二 丁 目 一 番 一 号

編 集 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 二 一 岐 阜 文 芸 社